

令和3年3月18日
教育委員会事務局総務課
行政係（内線4530）

群馬県情報公開条例施行規則及び群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

政府の地方分権改革推進本部において、教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分に係る不服申し立ての審査庁は教育長であり、教育委員会は教育長の上級行政庁にあたらぬとする見解が示された。これを受けて、別記様式各号の審査請求に係る教示を改正する。

また、行政のデジタル化を推進し、県民の利便性を向上させる観点から、許認可や届出等の行政手続きで必要としている県民や事情者等の押印を原則廃止する見直しを行うこととなったことを受けて、一部様式の「印」欄を削除する。

2 主な改正点

(1) 審査請求先の教示の改正

別記様式各号に教示する審査請求先を「群馬県教育委員会に対して」から「群馬県教育委員会教育長に対して」に改める。

(2) 押印の廃止

別記様式から提出者の「印」欄を削除する。

3 施行日

令和3年4月1日